

阪神北県民局 行政手続オンライン化推進方策【総括表】

1 実施計画（令和3年度～令和5年度）

(1) 年間 400 件以上の申請等がある手続（以下、主要手続）
該当なし

(2) 総手続

令和4～5年度は、新たに **117** 手続（0→117）をオンライン化し、オンライン実施率 **+100%**（0.0%→100%）を目指す

オンライン化実績（R3）

区分	手続数	オンライン実施		
		R3初	R3末 (ア)	差引
対象手続	93	0	0	+0
主要手続	0	0	0	+0
主要手続以外	93	0	0	+0
実績なし手続	69	0	0	+0
総計	162	0	0	+0

オンライン化実施計画（R4～R5）

区分	手続数 (A)	オンライン実施					合計	
		R4初(イ)	R4末	差引	R5末	差引	合計	
対象手続	74	0 (0.0%)	51 (68.9%)	+51 (+68.9%)	74 (100.0%)	+23 (+31.1%)	+74 (+100.0%)	
主要手続	0	0 (0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	0 (0.0%)	+0 (+0.0%)	±0 (±0.0%)	
主要手続以外	74	0 (0.0%)	51 (68.9%)	+51 (+68.9%)	74 (100.0%)	+23 (+31.1%)	+74 (+100.0%)	
実績なし手続	43	0 (0.0%)	21 (48.8%)	+21 (+48.8%)	43 (100.0%)	+22 (+51.2%)	+43 (+100.0%)	
総計	117	0 (0.0%)	72 (61.5%)	+72 (+61.5%)	117 (100.0%)	+45 (+38.5%)	+117 (+100.0%)	

※(ア)と(イ)との数値の差は、手続の廃止・追加・移管や年間処理件数の増減等によるもの

2 推進体制

区分	職務	担当職
オンライン化推進責任者	本推進方策にかかる行政手続オンライン化の責任者	阪神北県民局長

3 令和4年度～令和5年度でオンライン化に取り組む手続 : 別紙1のとおり

4 オンライン化に向けて継続的に検討が必要な手続（主要手続のうち「3」以外） : 該当なし